**A－3**

**令和7年度「見守りネットワーク活動」の取り組み**

【　　　　　　　　　】町内会

町内会長

福祉推進委員

①見守りネットワーク活動　**※あてはまる欄に〇、または記述してください。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者  （　　人） | |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 独居高齢者（　人） | その他 | |  | 高齢者夫婦（　人） | |  | 昼間独居高齢者（　人） | |  | 障がいのある方（　人） | |
| 活動者  （　　人） | |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 町内会長（　人） |  | 組長（　人） |  | 近所の方 | |  | 民生児童委員（　人） |  | 福祉部員（　人） | その他 | | |  | 福祉推進委員（ 人） |  | ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ役員（　人） | |  | 福祉協力員（　人） |  | ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ会員（　人） | |
| 活動方法（頻度） |  |
| 課題 |  |

　　※上記人数は分かる範囲でご記入ください。

②見守りネットワーク会議

|  |  |
| --- | --- |
| 会議名称・日時 | 会議名称：  開催日時： |
| 会議の実施方法 | |  |  | | --- | --- | |  | 組長会議など既存の会議の中で実施 | |  | 既存の会議とは別に独立した会議として実施 | |  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 会議参加者  （　　　名） | |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 町内会長 |  | 組長 |  | 近所の方 | |  | 民生児童委員 |  | 福祉部員 | その他 | | |  | 福祉推進委員 |  | ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ役員 | |  | 福祉協力員 |  | ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ会員 | |
| 見守り活動について協議する頻度 | |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 毎月 |  | 3か月に1回 |  | 年に1回 | |  | 2ヶ月に1回 |  | 半年に1回 |  | その他（　　　　） | |
| 課題 |  |

　※記入時の参考資料として、「見守りネットワーク活動」と「見守りネットワーク会議」の説明を「A-3見本

資料」の裏面に記載しています。

**A－3見本**

**令和7年度「見守りネットワーク活動」の取り組み**

【　　社　協　　】町内会

町内会長　　　　　志　免　炭　子

福祉推進委員　　　志　免　　　紘

①見守りネットワーク活動　**※あてはまる右枠に〇。または記述。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者  （34人） | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 〇 | 独居高齢者（20人） | その他  　母子世帯（2人） | | 〇 | 高齢者夫婦（8人） | | 〇 | 昼間独居高齢者（2人） | | 〇 | 障がいのある方（2人） | |
| 活動者  （45人） | |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 〇 | 町内会長（1人） | 〇 | 組長（15人） | 〇 | 近所の方 | | 〇 | 民生児童委員（1人） | 〇 | 福祉部員（5人） | その他  地元消防団員（3人）  主任児童委員（1人） | | | 〇 | 福祉推進委員（1人） | 〇 | ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ役員（3人） | | 〇 | 福祉協力員（10人） | 〇 | ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ会員（5人） | |
| 活動方法（頻度） | ・平時の見守り（随時）  　見守り対象者の近所の方に生活の中で何か異なったことがないか、気をとめていただいてい  る。何か気になることがあれば町内会役員につなぐようにしている。  ・訪問活動（毎月1回）  　サロンや行事にあまり参加をしない方を中心に、チラシなどを持って訪問。コロナ禍において  　は電話での安否確認も取り入れている。 |
| 課題 | ・昨年、見守り対象者に入っていない60代の方々が孤立死した。見守り対象者である70代の方は元気な方が多く、地域とのつながりが強い方も多いため見守り対象者の見直しを行いたい。  ・役員が交代すると見守りの輪が切れてしまう場合がある。役を退いても継続して関わってもらえるような仕組みづくりが必要だと思われる。 |

　　※上記人数は分かる範囲でご記入ください。

②見守りネットワーク会議

|  |  |
| --- | --- |
| 会議名称・日時 | 会議名称：定例見守りネットワーク会議～孤立死ゼロを目指して～  開催日時：毎月第２月曜日19時30分～20時 |
| 会議の実施方法 | |  |  | | --- | --- | |  | 組長会議など既存の会議の中で実施 | | 〇 | 既存の会議とは別に独立した会議として実施 | |  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 会議参加者  （ 22名） | |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 〇 | 町内会長 |  | 組長 |  | 近所の方 | | 〇 | 民生児童委員 | 〇 | 福祉部員 | その他  　主任児童委員 | | | 〇 | 福祉推進委員 | 〇 | ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ役員 | | 〇 | 福祉協力員 |  | ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ会員 | |
| 見守り活動について協議する頻度 | |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 〇 | 毎月 |  | 3か月に1回 |  | 年に1回 | |  | 2ヶ月に1回 |  | 半年に1回 |  | その他（　　　　） | |
| 課題 | ・参加者に温度差があり、会議にただ参加をしているという状況もある。定期的に勉強会を開催するなど、意識を継続する方法が必要だと感じる。 |

**※「見守りネットワーク活動」と「見守りネットワーク会議」の説明を裏面に記載しています。**

**■見守りネットワーク活動とは・・・**

　「見守りネットワーク活動」とは、地域に住む住民が日常生活を送る中で、自然と知り得た情報や課題を複数の人と共有することによりできる『ネットワーク』を活かした見守り活動です。平時の状況を知っていることで、「いつもと様子が違う」、「最近姿を見ない」、「家の中で倒れているのでは」といった平時との違いに気づくことができ、結果、孤立死の防止や早期に専門機関につなぐことができるといった機能を発揮します。また、日ごろからの関係性を構築しておくことで、困ったことがあったときに相談しあえる関係になり、安心して暮らせるまちづくりにつながります。

**■見守りネットワーク活動の手段**

**①平時の見守り**

　　日常との変わりが無いか気に留めておく活動です。

例）新聞受けに新聞紙がたまっている、カーテンがずっと締まりっぱなしになっている、

　　　　　洗濯物がずっと干しっぱなしになっている、異臭がする、うめき声や叫び声がする、

　　　　　散歩でいつも顔を合わせていたが最近姿を見ない、ペットがずっと吠えている　等

こういった状況があった時に関係者や関係機関、家族などと連絡を取り合い、万が一の事態を防止する

活動です。この活動は平時の様子を知っているご近所の方や友人など親しい人だからこそできる活動です。

また万が一のことがあった場合の緊急連絡先などを確認しておくことで、緊急時の対応がしやすくなりま

す。見守り対象者の方についても長期間外泊する場合、入院する場合などは予め伝えてもらうようにする

と、なおいいでしょう。

**②訪問**

　　見守り対象者のお宅を定期的に訪問する活動です。近況を伺う中で生活上困っていることなどを聞くことができたり、信頼関係の構築にも役立ちます。一人で不安な場合は複数の方で訪問するというやり方もあります。何も要件が無いのに訪問するのは難しいという場合は、サロンや敬老会など行事のチラシを持参し案内をするなどの方法もあります。また、回覧板を活用し、特定の方は回覧板を手渡しするなど既存の活動を活用して訪問する方法もあります。訪問を拒否する方には無理に訪問する必要はありません。ただ、訪問を拒否する方であまり地域とのつながりが無い方は、孤立死のリスクも高いとされていますので、遠目から平時の見守りをする必要があるといえます。

　もし、訪問した際に家の中で倒れているなど緊急を要することがあれば速やかに関係機関や警察、消防署などへ連絡を入れる必要があります。こういった状況があった場合に迅速な対応ができるよう、事前に見守り対象者と緊急時の対応について話をしておくことが望ましいといえます。

**③関係者間での情報共有（見守りネットワーク会議）**

　　見守り対象者の近況について関係者間で情報共有を行うことにより、特に注意が必要な方などをより多くの目で見ることが出来たり、誰か一人に負担が集中しないような体制を図ることができます。組長が地域の方の状況を把握できている地域については、組長会議の中で情報共有を行う方法もあります。情報共有を行う上では、個人のプライバシーに配慮する必要がありますので、名簿の取り扱いや関係者以外には絶対に口外しないなど個人情報の保護を大切にしましょう。